

市役所からの お知らせ

「お盆前・お盆のごみ」と

「精霊船」の搬入受け入れ

(松浦・福島地域)

搬入場所 北松北部クリーンセン

ター (平戸市田平町)

〔一般家庭からの臨時的なごみ〕

日時 8月3日(日) 午前9時～正

午、午後1時～午後4時(有料)

※8月13日、14日、15日は平常どお

りです。

〔精霊船〕(一般ごみは受け入れません)

日時 8月15日(金) 午後7時～午

後11時、8月16日(土) 午前9時～

午前11時 ※無料(事前に地区ごと

に市に搬入許可申請を出してください

い) ※地区でまとめて搬入してく

ださい。搬入予定の地区は8月12日

(火)までに連絡してください。 ※

提灯・針金は取り外し、不燃物として

搬入してください。供え物は、可燃

物と不燃物に分別して搬入してくだ

さい。 ※お盆のごみ収集は「ごみ出

しカレンダー」の通りです。

問合せ先 市民生活課生活環境係、

福島支所市民課住民係

松浦市安全・安心まちづくり 推進大会「特別講演会」

本市では、犯罪被害者となりやすく、援護を必要とする幼児、児童、生徒、高齢者および障害者の安全の確保に配慮した施策を推進しています。中でも、子どもたちが健やかに育つことができるような安全で安心できる環境づくりに力を注いでいます。

このたび、松浦市安全・安心まちづくり推進大会「特別講演会」を次の通り開催します。

日時 8月28日(木) 午後1時～

場所 文化会館ゆめホール 講演

テーマ 子どもの安全教育を考える

対処的対応から教育的対応へ 講

師 清永賢二(日本女子大学人間社

会学部教授) 問合せ先 総務課

行政相談所

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

日時 8月8日(金) 午前10時～午

後4時 場所 市役所別館多目的相

談室 行政相談委員(敬称略) 川

畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724

青木サチ ☎ 0956-74-0456

問合せ先 総務課行政係

国民健康保険税が年金から天引きされている人へ ～申し出により口座振替による納付方法への変更が可能となります～

※納付書による納付方法への変更はできません。

今年4月から国民健康保険税が年金から天引きされている人、または今年10月から天引きされる予定の人(10月から天引きされるかどうかは、税務課までお問い合わせください)は、以下の要件をすべて満たす場合、本人からの申し出により、国民健康保険税を口座振替で納付することが可能となります。

なお、申し出をされる場合は、あらかじめ口座振替依頼書(税務課又は各金融機関にあります)を金融機関へ提出し、本人控えを窓口で提示する必要があります。また、以前から口座振替で納付している人は、現在でも利用できる口座であることを確認の上、申し出てください。

【要件】

①直近2年間に於いて、国民健康保険税を滞納することなく納めた人

②これからの国民健康保険税を口座振替により確実に納められる人

※申し出は平成20年8月20日(水)までをお願いします。

○提出書類

・申し出書(市役所または各支所にあります)

○持参書類等

・国民健康保険被保険者証

・口座振替依頼書(本人控え)

※以前から口座振替による納付をしている人は口座番号が分かるもの

・印鑑

・過去2年以内に松浦市に転入した人は、転入前の市町村で納付していた国保税(料)の領収書

または口座振替された通帳

※直近2年間の納付状況の確認ができないときは、申し出が認められない場合があります。

○提出先

本庁税務課、福島及び鷹島支所または各支所

上記期限までに申し出をした場合は、10月分の年金からの天引きは中止され、9月分から口座振替により納めてもらうようになります。

なお、上記期限を過ぎて申し出をした場合は、12月分以降の年金から国民健康保険税の天引きを中止することとなり、口座振替開始月も遅くなります。

○問合せ先 税務課市民税係

姉妹都市オーストラリア・マッカイ市への 松浦市民親善訪問団 参加者募集

「松浦市民親善訪問団」としてマッカイ市を訪問してみませんか。この機会にぜひマッカイ市に対する理解と市民との親ほくを深めてください。皆さんの参加をお待ちしております。

- 旅行期間 11月17日(月)～11月23日(日)の7日間(予定)
- 訪問地 ブリスベン、マッカイ(3泊)
ゴールドコースト(1泊)
- 参加費用 1人255,000円程度
(旅行経費約30万円の内、4万5千円程度を助成予定です)
※定員に満たない場合や燃料高騰のため、増額になる場合があります。
- 募集人員 17人
- 申込期限 8月29日(金)
- 参加資格 市内在住で18歳以上(高校生は除く)の健康な人
- 応募方法 詳しい募集要領を差し上げますので、協会事務局まで連絡してください。
- 申込・問合せ先
松浦市国際親善協会事務局
(企画財政課内)



市民病院の医師を 紹介します(敬称略)

7月1日から市民病院に勤務している医師を紹介します。



- 氏名(年齢) さかた やすひさ 坂田資尚(35歳)
- 専門科目 消化器内科
- 出身地 福岡県八女市
- 前任地 佐賀県立病院好生館
- 趣味・特技 テニス
- 松浦市の感想など

松浦市民の皆様のご健康増進に微力ではありますが、尽力したいと思います。よろしくお祈りします。

『脳健康教室』学習者および学習サポーター募集 読み書き・計算で脳の健康維持・増進(認知症予防)を!

簡単な読み書き・計算を継続的に学習することで脳の前頭前野が活性化され、高齢者の認知症予防に効果があることが、研究により明らかになってきました。市ではその成果を踏まえ、昨年10月から「脳健康教室」を開催し、今年も9月から開催します。

教室の内容は、週1回(30分程度)学習サポーターの助言などを得ながら、教材を使ってごく簡単な読み書き・計算を学習するというものですので、気軽にご参加ください。

また、この教室で学習者に対して学習支援にあたるボランティアスタッフ「学習サポーター」を募集します。

	学習者	サポーター
対象者	市内居住の65歳以上の人(要介護認定を受けている人を除く)で、毎週1回の教室への参加と毎日10分程度の自宅学習が可能な人	おおむね65歳までの市民で、高齢者の心身の健康増進に理解のある人 ただし、事前に各1回ずつ行う研修会および学習者説明会に参加可能な人
定員	30人 ※超えた場合は抽選になります。	10人程度
日時	平成20年9月から平成21年2月までの毎週水曜日 午前9時30分から午前11時30分まで(学習者はそのうち30分程度)	
場所	松浦市老人福祉センター(万年青荘)	
費用または謝礼	費用:月額1,575円(教材費等)	謝礼:1回あたり1,000円
応募方法	受付期限内に下記申込先に申し込みをしてください。	
受付期限	8月20日(水)	
申込・問合せ先	健康ほけん課介護保険係 TEL 0956-72-1111(内線178)	

なお、福島地区は10月から開催予定です。詳細は市報9月号でお知らせします。



下水道の認可区域を拡大します

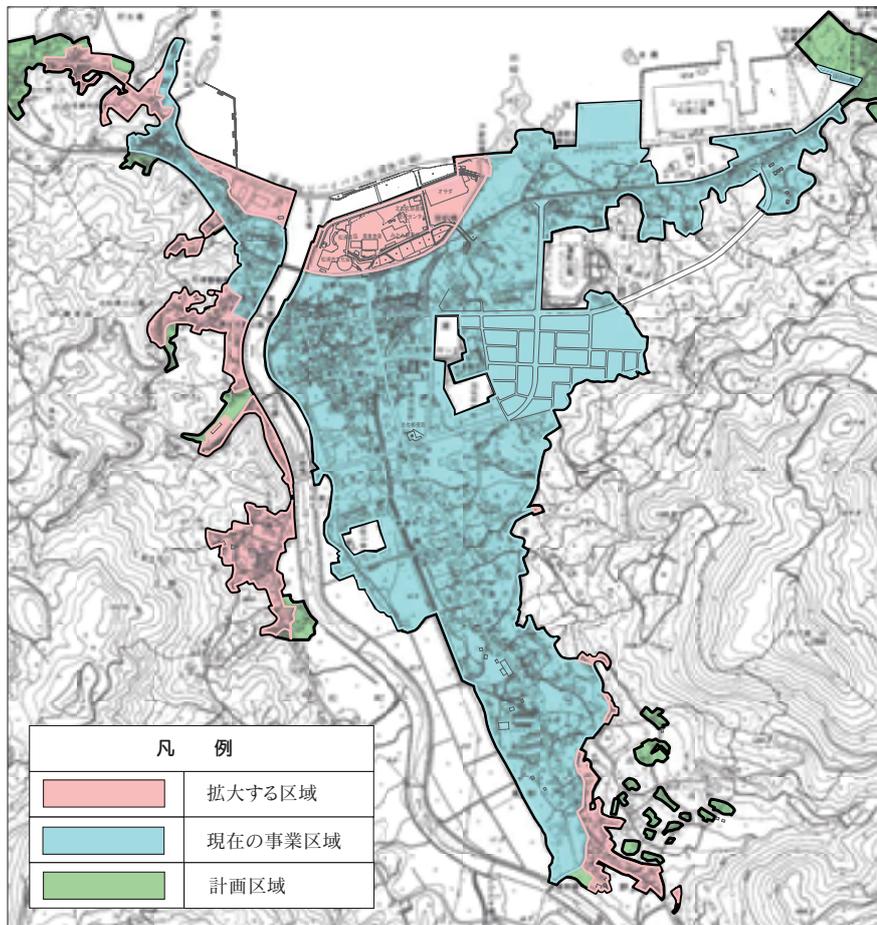
下水道事業については、現在の事業認可区域の大部分について整備を終えることができたため、第2期目の事業認可を申請し、事業区域を拡大します。

第2期事業認可の予定区域は、志佐町上高野、庄野、鹿ノ爪、立石川、向町上、蛭子崎東、蛭子崎中、岸浜地区の一部（下図の区域）で、約34haの面積を平成26年度までに整備する計画です。

当初の計画では、第2期事業として御厨町、志佐町、調川町、今福町の一部を整備するよう計画していましたが、市の財政事情や下水道を効率的に整備すること、また下水道事業の経営上の観点から、既存の認可区域の周辺部から順次整備区域を拡大するよう方針を変更しています。

今後は、8月中旬に認可を取得し、今年度から庄野地区の工事に着工する予定です。また、変更認可取得後に新たな認可区域について説明会を開きます（説明会の日程は別途お知らせします）。

○問合せ先 下水道課



げすいどう積立金「貯めマス」のご案内

ご家庭の排水を下水道に接続するには、排水設備工事費などの負担が必要で、今年3月末に供用開始からの排水設備工事費の平均は72万円で、大きいところでは174万円となっています。

げすいどう積立金「貯めマス」は、下水道への接続に向けて積立を始めてもらい、下水道への接続時の負担を軽くしようというもので、これを利用して下水道へ接続された場合は、工事費、積立額、補助限度額のうち小さい額の3%を補助金として受けられる制度です。

いずれ必要となる資金です。できるだけ早いうちから積立を始めてください。（貯めマスは金融機関などの窓口で受け付けています）

○問合せ先 下水道課

土地の公売価格を再度見直しました（継続募集）

○土地（保留地）の内訳

宅地：1画地

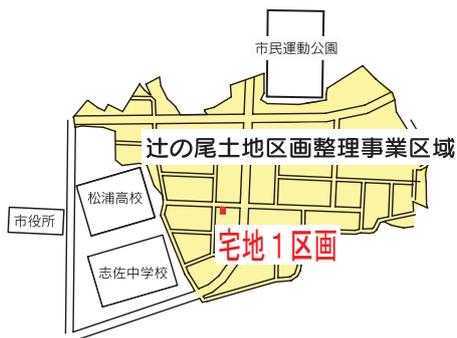
（面積：157.85平方メートル、価格：3,251,710円）

○申込方法・受付

都市計画課で8月1日から配布する申込書に必要事項を記入して提出してください。申込書の受付は8月11日から開始します（受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

○決定方法 申込順で決定します。

○申込・問合せ先 都市計画課都市計画係



松浦市定住奨励金制度を新設します

松浦市では、人口の流出を抑制し、定住を促進することで地域の活性化を図ろうと、平成20年2月に「松浦市定住促進基本計画」を策定し、定住促進のための施策を展開していくこととしています。その一つとして、平成20年10月1日から平成24年3月までの間に、市内において住宅を取得する新規転入者および市内在住者に定住奨励金を交付する新たな制度を創設しました。

○新規転入者に対する定住奨励金制度

*新規転入者^(注1)が、定住を目的に本市で住宅を取得した場合に奨励金を交付します。ただし、新築の場合は、市内建築業者^(注2)により建設された住宅に限ります。

(注1) 新規転入者とは、転入前3年以上にわたり他の市町村の住民基本台帳に記録されている人または他の市町村の外国人登録原票に登録されている人で、平成20年10月1日以後に定住の意思をもって本市に転入しようとする人をいいます。

(注2) 市内建築業者とは、市内に事務所を有する住宅建設関連事業者等で、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた法人、個人またはこれ以外の者で市長が認める者をいいます。

新規転入者	新築	住宅取得経費の7%に相当する額または100万円のいずれか低い額に、世帯員1人あたり5万円を加算した額
	中古住宅取得	住宅取得経費(土地代を含む)の4%に相当する額または40万円のいずれか低い額に、世帯員1人あたり5万円を加算した額

○市内在住者に対する定住奨励金制度

平成20年9月30日以前から市内に居住している人が、定住を目的として新たに住宅を取得した場合に定住奨励金を交付します。ただし、新築の場合は、市内建築業者により建設された住宅に限ります。また、この制度は、市内に持ち家のある人の建替え、増築は対象となりません。

市内在住者	新築	住宅取得経費の4%に相当する額または60万円のいずれか低い額。世帯員加算はありません。
	中古住宅取得	住宅取得経費(土地代を含む)の3%に相当する額または30万円のいずれか低い額。世帯員加算はありません。

○定住奨励金 申請から受け取りまでの流れ

1. 建築業者等との契約 (H20.10.1以降)

2. 交付申請書の提出

(添付する書類)

- ①住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書
- ②住宅取得経費を明らかにできる書類(売買契約書、工事請負契約書の写し)
- ③納税証明書または非課税証明書
- ④施工者が建築業法に基づく許可を受けた者であることを証明する書類 など

交付決定通知

住宅の建設・購入

3. 入居・住民登録

4. 事業完了報告書の提出

(添付する書類)

- ①住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書
- ②取得した土地及び建物の登記事項証明書または建築基準法に基づく検査済証の写し
- ③住宅取得に要した経費が明らかにできる書類(領収書の写し等)

交付金額確定通知

5. 奨励金交付請求書の提出

奨励金の振り込み

6. 奨励金の受け取り

○問合せ先

松浦市企画財政課企画統計係
 TEL : 0956-72-1111 (内線 315)
 FAX : 0956-72-1115
 E-mail : kizai@city-matsuura.jp